

特集2 食品廃棄物の不適正処理に係る再発防止対策について

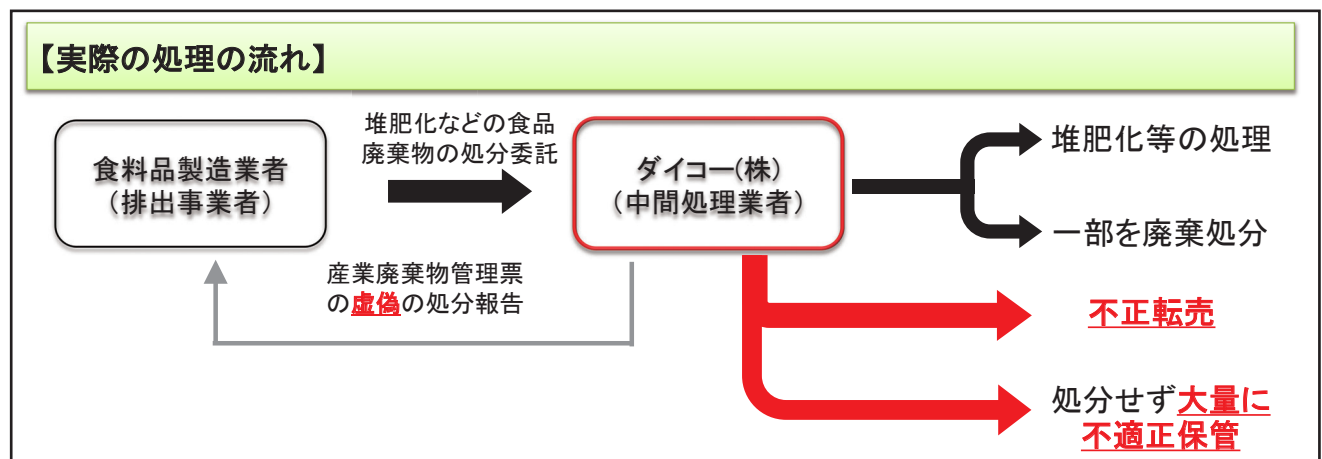
1 食品廃棄物の不適正処理事案の概要

平成28年1月に、食品製造業者等から処理委託を受けた食品等廃棄物が、県内の産業廃棄物処理業者であるダイコー(株)により食品として不正転売されている事案が発覚しました。

排出事業者である食品製造業者から不正転売の通報を受けた県環境部及び県民事務所は、愛知県警、国（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）を所管する

環境省、農林水産省）、県健康福祉部等と連携して立入検査を実施しました。また、ダイコー(株)に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく報告徴収を行った結果、ダイコー(株)は、大量の食品廃棄物を処理せずに、県内4か所の事業所（うち3か所は無届け）で不適正に保管（8,981 m³）していたことが判明しました。

図1 本事案の概要



2 ダイコー(株)に対する県の指導について

県は、ダイコー(株)に対し、保管されている廃棄物の撤去等を行うよう、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出しました。しかし、ダイコー(株)は既に事実上の倒産状態にあり、廃棄物を自力で処理することが困難であったため、県はダイコー(株)に対し、廃棄物の排出事業者に廃棄物処理法に基づく処理困難通知※を発出するよう指導を行いました。これにより、ダイコー(株)は78の排出事業者に対して処理困難通知を発出しました。

一方、排出事業者が特定できない廃棄物についても調査を行い、排出事業者が判明した場合には、その者に対し自主回収を指導しました。その結果、多くの廃棄物が回収され、最終的に

は84社の排出事業者により、2,091トンの廃棄物が回収されました。

なお、県は平成28年6月27日、ダイコー(株)に対して、産業廃棄物処理業の許可の取消処分を行いました。

※処理困難通知

産業廃棄物処理業者が、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となった場合は、その者に処理を委託した排出事業者等に対し通知しなければならない。通知を受けた排出事業者等には、廃棄物の撤去などの適切な措置を講ずる義務が生じる。（廃棄物処理法第14条第13項、法第14条の4第13項、法第12条の3第8項）

3 県による廃棄物の撤去について

県は、ダイコー(株)に不適正に保管されている廃棄物について、排出事業者に自主回収の指導を行い撤去を進めましたが、排出事業者が特定できず、撤去の見込みが立たない廃棄物が多く存在しました。

それらの多くは腐敗性が高い食品廃棄物であったことから、夏の時期を控え、悪臭の発生や有機性汚水の流出、害虫の異常発生など、周辺の生活環境保全上の支障が懸念され、早急に撤去が必要な状況でした。

こうした状況を踏まえ、県は緊急性等を勘案し、民法第 697 条に規定する事務管理によって、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある廃棄物を撤去することとしました。

県による廃棄物の撤去は、県内の処理業者や業界団体、稲沢市等の 42 事業者・団体の無償協力を得て、平成 28 年 6 月 8 日から実施しました。

廃棄物の保管状態が非常に悪かった上、劣悪な作業環境の中、撤去作業は多大な困難を伴うものでしたが、関係者の努力の結果、平成 29 年 2 月 27 日に撤去が完了しました。



廃棄物撤去の様子

この間、県は事務管理により 945 トンを撤去し、排出事業者等によって自主的に回収された 2,091 トンと合わせて、合計 3,036 トンの廃棄物を撤去しました。これは容積では 7,540m³ となり、当初確認した廃棄物量の約 84%に当たります。これにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある廃棄物は全て撤去しました。

撤去に協力いただいた団体等には、平成 29 年 3 月に知事から感謝状を贈呈しました。



感謝状贈呈式

表 1 撤去量内訳 (体積) (単位: m³)

区 分	当初保管量 (H28. 2)	撤去量※1	現 場 残置量※2
合 計	8,981	7,540	1,441
本社工場	1,166	977	189
北麻績工場	6,112	5,047	1,065
附島町	875	688	187
一宮市	828	828	0

※1 撤去量は、県(事務管理)と排出事業者搬出量の合計

※2 残置物は、パレット、空フレコンバック等の安定物及び密閉容器に入った食品廃棄物など、生活環境保全上の支障が生じるおそれのないもの

表 2 搬出者別の撤去量内訳 (重量) (単位: トン)

県 (事務管理)	排出事業者 (84社)	合 計
945 ※	2,091	3,036

※ うち、産業廃棄物674トン、一般廃棄物271トン

4 県による再発防止対策について

今回の食品廃棄物の不適正処理事案は、廃棄物処理の信頼性だけでなく、食の安全・安心を揺るがす悪質かつ重大な事件でした。

このため、県では、本事案を未然に防げなかった反省を踏まえ、職員の立入検査能力の向上や関係機関と連携した立入検査の実施など、監視体制の充実・強化を図っています。

また、本事案は、第一にダイコー(株)の不適正行為によるものですが、排出事業者において廃棄物処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因でした。そのため、廃棄物処理業者に対する法令順守の徹底はもとより、排出事業者に対する指導等も行っています。

こうした取組に加え、食品廃棄物の発生抑制や、リサイクルを促進するため、普及啓発等の事業も合わせて行うなど、有効な再発防止対策を講ずることとしました。

(1) 監視体制の強化

排出事業者、廃棄物処理業者に対する立入検査を質・量ともに充実させ、事業者に対する監視・指導を強化します。

監視体制の強化

○食品廃棄物処理業者用立入検査チェックシートの作成

- ・食品廃棄物処理業者への立入検査時に、事業者の不適正処理を見逃すことのないよう、チェック項目を網羅したチェックシートを作成し活用

○廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルの作成

- ・環境省が作成した「食品廃棄物の不適正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を基本に、県独自のマニュアルを作成し活用

○情報の「見える化」と立入検査業務の支援

- ・廃棄物処理業者に関する許可情報をウェブの地図上に掲載することで、県民に対して「見える化」を図り、無許可の事業場等に関する通報等をしやすい環境を整備
- ・本庁、東三河総局及び各県民事務所に立入検査用タブレット端末を整備

○本庁の機能強化

- ・新たに企画調整担当を配置し、本庁と地方機関等が連携して処理困難案件を処理

○監視指導員の資質向上

- ・監視指導を担当する職員に対し、廃棄物処理施設等での実地研修を実施

○関係機関との合同立入検査の実施

- ・食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理業者等に対して、国、市町村、保健所等と合同で立入検査を実施

【監視指導担当職員向け産業廃棄物の適正処理に係る研修会】

開催日：平成29年4月26日（水）始め年6回

研修内容：・廃棄物処理法の規定及び運用についての解説

・立入検査マニュアルを用いた立入検査におけるポイント等の解説

・不適正事案対応の事例研究

・産業廃棄物処理業者、排出事業者、廃棄物処理施設等での立入検査の実習 等



研修会の様子



立入検査の実習の様子

【立入検査業務の支援】

不適正行為を見逃さないよう、立入検査時に処理業者に関する許可の取得状況や、許可の内容、関連法令、立入検査マニュアル等、事業者を指導する際に必要な情報を立入検査用タブレット端末により現場で確認できるようにし、立入検査の効率化及び強化を図ります。



立入検査用タブレット端末で確認している様子

【食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理業者への合同立入検査】

保健所や国の機関との合同立入検査を実施するなど、他機関と連携した立入検査体制の強化を図ります。



合同立入検査の様子

（２）廃棄物処理業者・排出事業者への対策

食品廃棄物の排出事業者、廃棄物処理業者等に対して、廃棄物処理法及び関係法令遵守の徹底を図ります。

廃棄物処理業者・排出事業者への対策

○排出事業者向け手引きの作成

- ・ 廃棄物を処理委託する場合の適正な契約の締結やマニフェストの交付、処理状況の確認義務等、排出事業者責任について、分かりやすく解説した手引きを作成

○講習会等の実施

- ・ 排出事業者責任や処理業者としての責務を周知啓発する講習会等を開催

○排出事業者現地確認研修会の開催

- ・ 排出事業者の現地確認能力の向上を図るため、処理状況の確認ポイント等についての研修会を開催

【排出事業者責任】

廃棄物を排出する事業者には、廃棄物処理法第３条において、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

処理を委託する場合であっても、排出事業者は、再資源化や最終処分までの一連の処理が適正に行われるために処理業者の選定、委託契約、実地による確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等を適切に行う必要があります。

【排出事業者向け手引き～食品廃棄物の排出事業者のみなさまへ～】

「食品廃棄物の発生量の削減・再生利用の促進」と「排出事業者責任」について説明するとともに、「廃棄物を適正に処理するためのポイント」や、「今回の不適正処理事案を受けた改善例」について紹介しています。

本手引きは、環境部資源循環推進課、東三河総局及び各県民事務所において無料で配布しているほか、ウェブページでもご覧いただけます。

URL: <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/index.html>



排出事業者向け手引き

【産業廃棄物処理優良化講習会等】

開催日:平成29年10月13日(金)始め年4回

- 講習内容:
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度について
 - ・排出事業者先進対応事例、優良認定業者の取り組み
 - ・エコアクション21、電子マニフェストについて



講習会の様子

【食品廃棄物排出事業者向け現地研修会】

開催日:平成29年10月11日(火)

場所:オオブユニティ(株)横根工場

- 研修内容:
- ・食品廃棄物の処理を委託する際のポイント
 - ・処理方法等の解説
 - ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例で義務付けられている処理状況の実地確認の方法 等



研修会の様子

(3) 食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進

家庭、事業所から排出される食品廃棄物の発生抑制を図るとともに、そのリサイクルを促進することで、環境への影響が少ない持続可能な社会づくりを進めていきます。

食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進

○食品ロス削減に関する庁内連絡会議の設置

○市町村別のごみ排出量・リサイクル率等の公表

○市町村、消費者団体、事業者団体に対する啓発の実施

・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において先進事例等を紹介

○循環ビジネスの創出支援

- ・「循環ビジネス創出コーディネーター」によるリサイクル技術等の相談受付
- ・「循環ビジネス創出会議」でのビジネスセミナー、現地見学会等の実施
- ・「循環型社会形成推進事業費補助金」による施設整備、事業化検討費用の助成

【食品ロス削減に向けた取組】

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」が日本では年間約 621 万トン(平成 26 年度農林水産省及び環境省推計)にも上り、この量は世界の食料援助量の約2倍とされています。

食品ロスの削減は、食品廃棄物の不適正な処理事案に関する再発防止にもつながるため、本県では、平成 29 年 3 月に「食品ロス削減に関する庁内連絡会議」を設置し、全庁的に取組を進めています。具体的には「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」(第2部第8章 106 ページ参照)において、7 月に愛知工業大学の小林富雄教授を講師に招き、「ごみゼロ社会と食品ロス」というテーマで研修会を開催しました。

また、同年 11 月に開催した「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」では、大村知事とフィギュアスケーターの浅田舞さんによる食品ロスをテーマにしたトークショーを実施するとともに、愛知県のイベントとしては初めてとなる「フードドライブ^{※1}」を実施しました。当日は合計 622 点 190.1kg の食品を集め、食品を必要とする方々へお届けすることができました。

さらに、12 月と1月の忘年会・新年会シーズンには、「3010 運動^{※2} 推進キャンペーン」を実施するなど、食品ロス削減に向けて様々な取組を進めています。



トークショーの様子



フードドライブの様子

※1 家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動

※2 宴会の最初の 30 分と最後の 10 分に皆で食べる時間を設けて、食品ロスの削減を図る運動